

平成30年以來の災害多発傾向

災害発生件数 10月末時点で200人超に・・・

松阪安衛月報

11月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

10月末現在における松阪労働基準監督管内の休業4日以上死傷者数は、

前年同期より**14人(7%)増加し、209人**となっています。

10月末時点で死傷者数が200人を超えるのは、平成30年の205人(10月末値)以来です。

特に、「**建設業**」においては、休業4日以上の死傷者数が前月より5人増加し、

27人(前月比27%増)となっています。事故の型別では、引き続き「**転倒**」「**墜落・転落**」による労働災害が監督管内における**二大災害**となっており、209人中95人と**全体の4割以上**の方が「**転倒**」「**墜落・転落**」による休業しています。

12月は**墜落災害防止強調月間**でもあります。墜落災害は全業種で起こっていることから、左記リーフレット等を参考に、墜落災害防止に取り組みましょう。

12月は**墜落災害防止強調月間**でもあります。墜落災害は全業種で起こっていることから、左記リーフレット等を参考に、墜落災害防止に取り組みましょう。

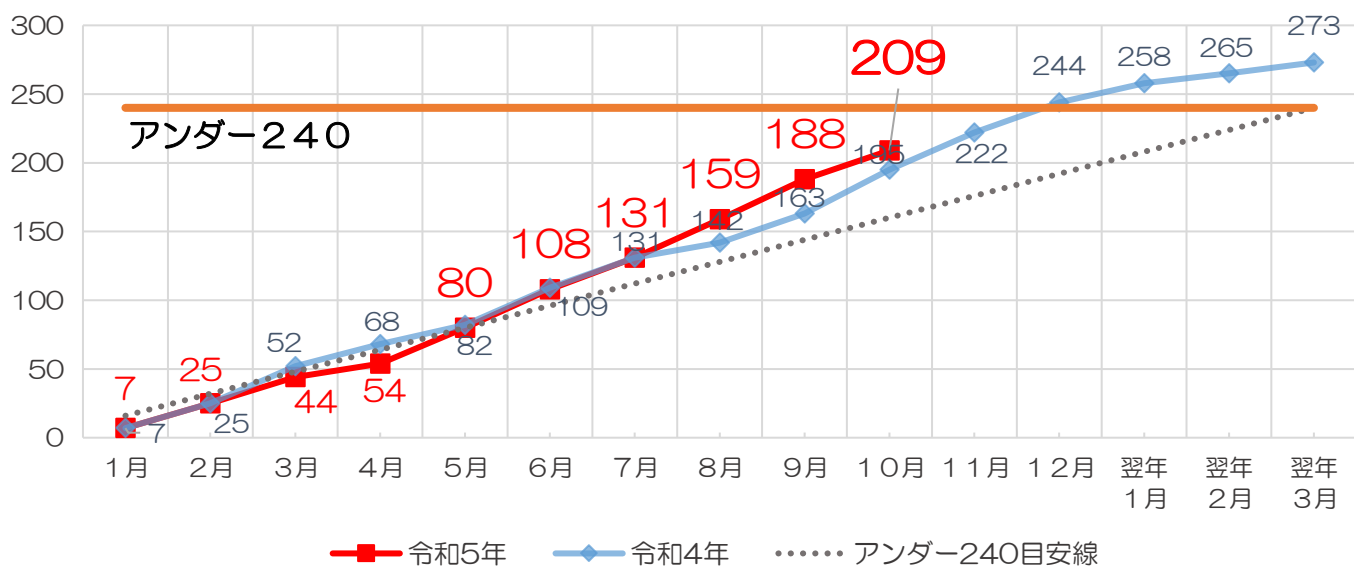
令和5年度 墜落災害防止強調月間

建設による死傷災害は、他の産業災害に比べて高い発生率が見られる傾向があります。出稼労働者・高所作業労働者等では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」として、事故発生防止の取組を進めています。このチャンスに「安全」を徹底して、作業場所の確保によるリスクの低減を図りましょう。

- 1. 足場、足場等からの墜落・転落災害を防止しましょう。
- 2. 足場からの墜落災害は、墜落防止足場の不備、作業者の安全行動の確保が重要となります。
- 3. 足場には、必ず足場係、安全係、安全係を任命してください。
- 4. 足場係には、「安全係(足場係)」に準じて、足場係の任命を受けてください。
- 5. 足場係には、必ず足場係の任命を受けてください。
- 6. 足場係には、必ず足場係の任命を受けてください。
- 7. 足場係には、必ず足場係の任命を受けてください。
- 8. 足場係には、必ず足場係の任命を受けてください。
- 9. 足場係には、必ず足場係の任命を受けてください。
- 10. 足場係には、必ず足場係の任命を受けてください。



松阪&多気 各月末時点における労働災害発生状況



○建設業みなさまへ
10月1日より足場からの墜落防止措置が強化されました!

労働安全衛生規則の改正により、令和5年10月1日から、「足場の点検時における点検者の指名」「足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存」が義務化となりました。

また、点検時や、足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいとされています。対応忘れのないようチェックリストの完備、使用状況等の確認を行いましょ。

また、令和6年4月1日からは、幅が1メートル以上の箇所において**足場を使用する場合は原則として本足場を使用する必要があります**。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

Point! 足場の点検時は点検者の指名が必要です
事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、**点検者を指名しなければなりません。**

Point! 点検者の氏名の記録・保存が必要です
事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に、**指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。**



Check !!

第3回「はたらくひと」イラスト表彰式を行います



令和5年9月8日までの間、身近な「はたらくひと」に「今日も一日安全に働こう」と思わせるイラストを募集し、多数のご応募をいただきました。

ご応募いただいた作品の表彰式を、**労働安全衛生松阪地区大会「令和5年11月14日(火)」、フレックスホテルにて**行います。表彰式の様子は、次号(松阪安衛月報12月号)と、松阪署ホームページ『松阪労働基準監督署からのお知らせ』内で紹介する予定です。
楽しみしてお待ちください。

Check !!

第3回「はたらくひと」イラスト展示会について

松阪合同庁舎3階にて「はたらくひと」イラスト応募作品51点の展示会を行います。

開催期間は、下記のとおりです。

たくさんの心温まる作品が集まっています。ぜひお越しください。



17日 (金)	20日 (月)	21日 (火)
14時 ～ 16時	9時 ～ 16時	9時 ～ 15時

第2回「はたらくひと」募集イラスト紹介



▶昨年度も身近な「はたらくひと」に「今日も一日安全に働こう」と思わせるイラスト(共催:松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会)を、松阪・多気地区の未就学児から募集し、多数のご応募をいただきました。松阪安衛月報では、順次応募作品を紹介しています。



管内安全対策紹介

コーナー

管内における「製造業」での休業4日以上の死傷者数は、61人(令和5年10月末値)となっています。

事故の型別にみると、他の業種に比べ、「転倒」や「墜落・転落」よりも、「はさまれ・巻き込まれ」災害が多いことが特徴です。コンベア等の運搬機械に巻き込まれるほか、構内でフォークリフト等と接触し轢かれた災害もみられます。

三重硝子工業株式会社(松阪市)では、構内でもフォークリフトとの接触を防止するために、①飛出し防止柵の設置、②フォークリフトから青色の光で床面を照らすことで危険を知らせる、③見通しの悪い危険箇所ではフォークリフトの接近を回転灯と警告音(光と音)で知らせるといった安全対策を実施していました。

①飛出し防止柵

②青い光で接近を知らせる

③回転灯と警告音による注意喚起の様子

見通しの悪い場所でもフォークリフトの接近を事前に把握できる!

ホーンスピーカー 回転灯

危険箇所

ICタグをフォークリフト天井に取り付け

(事業場提供資料)

安全衛生活動の掲載にご協力いただける事業者の方は、ご連絡ください。
(0598-51-0015)

松阪労働基準監督署 お知らせ

検索

